

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、経営理念の実現に向けて、株主をはじめお客様・従業員・地域社会等のステークホルダーに配慮しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを構築し、当行の持続的な成長と企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。なお、コーポレートガバナンスの充実にあたっては、以下を基本方針としております。

- (1)当行は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努める。
- (2)当行は、株主、お客様、従業員、地域社会等の幅広いステークホルダーとの適切な協働により、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
- (3)当行は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、経営の透明性・公正性の確保に努めるとともに、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。
- (4)当行は、取締役会および監査役会が株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、職務執行の監督および監査の実効性確保に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

○当行は、最高経営責任者等の後継者の選定方針として、職務能力・経験・実績等を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することを確認しておりますが、後継者計画といった具体的な手続きやプランを明示しているものではありません。

○今後、最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)について、その要否も含め、コーポレートガバナンス委員会も活用しながら検討して参ります。

【原則4-11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

○現時点において女性取締役は就任しておりませんが、女性監査役ならびに国際経験豊富な監査役が取締役会へ出席し積極的に発言しており、取締役会における適正な監督機能の充実に繋がっております。

○取締役会全体としては知識、経験、能力のバランスを備え、さらに経営の意思決定および監督機能における透明性、客観性を確保するため、複数の独立社外取締役を含めた適切な構成としており、今後も多様性の確保に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式の縮減に関する方針】

「政策保有に関する方針」

○当行はコーポレートガバナンスガイドライン第7条に基づき、取引関係の強化等当行の持続的な成長や中長期的な企業価値向上および地域社会の発展に資すると判断される場合には、純投資以外の目的で他の上場株式(以下「政策保有上場株式」)を必要最小限保有することを基本としており、それ以外の銘柄については特段の事情がない限り縮減する方針としています。

○個別の政策保有上場株式について、毎年取締役会でそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証いたします。なお、2019年3月末時点の検証結果は全ての政策保有先がいずれかの基準を満たしており、総合的な判断において保有の妥当性は認められております。

「議決権行使に関する方針」

○政策保有上場株式に係る議決権は原則として全議案について行使することとし、発行企業の経営方針やガバナンスの状況を踏まえた上で、当行および発行企業の企業価値への影響等の観点から総合的な賛否を判断いたします。

「政策保有株主に関する方針」

○政策保有株主より当行株式の売却意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、当行が売却等を妨げることはありません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

○当行役員等の関連当事者と取引を行う場合には、そうした取引が当行や株主共同の利益を害することのないよう以下の通り手続きを定めております。

当行取締役の競業取引、当行と取締役の自己取引および利益相反取引については、取締役会による承認を要するものとする。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

○当行は企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を生かすべく、代議員会、理事会および資産運用委員会を設置し適正な運営を実現するための体制を構築しています。その構成員には当行の収益管理部門や運用部門の管理職層等、積立金の運用に関する専門的知識を有する者を配置するなど資産運用に必要な知識、資質を備えた人材を企業年金基金に配置するとともに、その育成にも努めています。

○また、積立金の運用においては従業員の安定的な資産形成に加え当行の財政状況に影響を与える場合もあることを踏まえ定期的に資産の運用機関による報告会を実施し、資産状況や運用状況のモニタリングを行っています。

○議決機関である代議員会は事業主が選定した選定代議員と加入者相互選による互選代議員を同人数選出し、当行と企業年金受益者との間で利益相反が生じないようにしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当行は、地域金融機関としての責任を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ、中長期的な企業価値向上

を図るため、経営理念を「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」としております。また、2017年4月より3年間(2017年4月～2020年3月)を計画期間とする中期経営計画「Customer Centric 2017」に取り組んでおり、その内容については、当行ホームページ(<http://www.ryugin.co.jp/corporate/corporate/keikaku.html>)に掲載しておりますのでご参照ください。

(2) 当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1-1.基本的な考え方」に記載の通りです。

(3) 当行の経営陣の報酬方針と手続

○取締役の報酬制度が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、取締役報酬を固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案しつつ、「基本報酬」(固定)、「賞与」(短期業績連動)及び「株式報酬」(株価及び中長期的業績連動)の3種類により構成し、各報酬割合が概ね6:1:3となる構成比としております。なお、社外役員並びに監査役の報酬については、その職務内容を勘案し「基本報酬」のみ支給しております。

○取締役の報酬枠並びに監査役の報酬枠については、それぞれ株主総会において承認を得ております。また、取締役各々の報酬額支給については、社外取締役が委員長を務めるコーポレート・ガバナンス委員会に諮問したあと取締役会で決議しているほか、監査役各々の報酬額支給については監査役会に諮問したあと取締役会で決議しております。

(4) 当行の経営陣選解任および取締役・監査役候補指名の方針と手続

○経営陣幹部の選任について、コーポレートガバナンスガイドライン第25条に基づき、銀行業としての特性を踏まえつつ、法令等に規定された欠格事由に抵触しておらず、当行内または当行外での職務経験、実績等を総合的に勘案し選任しております。

○経営陣幹部の解任について下記不適格事由に1つでも該当した場合に、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て、取締役会において決議します。

【欠格事由】

経営陣幹部として不正不当、または背信を疑われる行為があったとき

経営陣幹部としての適格性に欠けることがあったとき

経営陣幹部の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が本人を引き続き経営陣幹部としての職務におくことが不適切であると判断したとき

その他経営陣幹部としてふさわしくない行為または言動があったとき

(5) 個々の取締役・監査役候補の指名についての説明は、当行ホームページ(<http://www.ryugin.co.jp/information/kabunushi.html>)に掲載しております「第103期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

○取締役の権限は定款で定めており、業務執行の決定等やその他の法令および定款に定める事項を行うこととしています。また頭取、専務、常務の三役以上で構成する常務会を設置し、取締役会より委任を受けて経営上の重要課題について決議するとともに、頭取の職務を補佐するために日常業務の計画・執行・管理に関する重要事項を審議し、または頭取の諮問に答申しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

○当行は、2019年6月27日に開催した当行第103期定時株主総会において、社外取締役を2名選任し、東京証券取引所に独立役員として届出しました。なお、当行では現段階で独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任する必要があるとする方針はありません。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

○当行の独立役員の独立性判断基準は、本報告書「-1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4-11 役員の兼任状況】

○当行取締役・監査役の他の上場会社兼任状況は以下の通りです。

・金城棟啓(代表取締役会長)

: 沖縄セルラー電話株式会社社外監査役

【補充原則4-11 取締役会の実効性についての分析、評価および結果の開示】

(1) 当行は、2019年5月に全取締役を対象に取締役会全体の実効性について第5回目のアンケートを実施し、その集計結果に基づき2019年5月に開催された取締役会で分析・評価いたしました。

(2) その結果、これまでに実施した取締役会実効性向上に向けた取り組み(業務執行報告の一部簡素化等)の効果もあり、当行取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価いたしました。

(3) その他、審議の更なる活性化のため、引き続き業務執行報告の簡素化に取り組むことや、役員トレーニングの充実について今後も取り組んでいくことを確認いたしました。

【補充原則4-14 役員に対するトレーニングの方針】

○新任者をはじめとする取締役・監査役は、当行の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責任を果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。

○個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用について支援します。

○取締役会・監査役会は、各取締役・各監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋や費用支援等の対応が適切にとらえられているか確認します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

○株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みを以下の通り定めています。

株主との対話(以下「IR」という)全般について統括する取締役を総合企画部担当役員とし、建設的な対話が可能となるよう目配りに努めております。

IRを担当する部署を総合企画部とし、行内関係各部等の有機的な連携を図るなどIRを促進するための体制を整備しております。

株主との実際の対話(面談)について基本的に総合企画部が窓口となり対応しております。

個別面談以外の対話の手段として、経営陣幹部による経営説明会や東京でのラージミーティングを定期的開催し、その資料を当行ウェブサイトに掲載する等により、IR活動の充実に取り組んでいます。

IRにより把握された株主の意見・懸念等は、速やかに経営陣幹部にフィードバックするほか、必要に応じて取締役会等に報告しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,097,500	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,662,700	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,239,300	2.89
琉球銀行行員持株会	1,020,910	2.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	949,300	2.21
JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	930,261	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	887,800	2.07
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	867,846	2.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	783,300	1.82
オリオンビール株式会社	694,211	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2018年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2018年10月31日付けで2,570千株(5.96%)を所有している旨が記載されているものの、当行として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
下地 芳郎	学者													
譜久山 當則	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下地 芳郎		下地芳郎氏は、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすものではありません。なお、融資取引はありません。	下地氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。

譜久山 當則	・譜久山當則氏は、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすものではありません。なお、融資取引はありません。	譜久山氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる者と認められることから、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。
--------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	8	0	2	2	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	8	0	2	2	0	4	社外取締役

補足説明

当行のコーポレートガバナンスに関わる特に重要な事項を検討するに当たり、独立役員の適切な関与・助言を得るため、取締役会の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するほか、独立役員間および独立役員と経営陣幹部との連携・認識共有を図っております。

- 1.委員
取締役会長、社外取締役、監査役(社外監査役を含む)、取締役頭取、取締役会が委嘱するその他の取締役等うち過半数は独立役員とする。
- 2.委員長
独立社外取締役の中から委員の互選により選任し、次回役員改選までを任期とする。
- 3.開催頻度
年2回定期的に開催するほか、必要に応じ随時開催する。
- 4.主な会議事項
 - ・取締役・監査役候補の指名、役付取締役、執行役員の選任に関する審議
 - ・経営陣幹部の解任に関する審議
 - ・経営陣幹部・取締役・執行役員の報酬に関する審議
 - ・その他コーポレートガバナンスに関し、取締役会が諮問する事項の検討
- 5.事務局
取締役会事務局が兼ねる

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当行の内部監査は、監査部(人員13名、2019年5月末現在)が本部・営業店および子会社等のすべての業務を対象として実施しており、法令等遵守体制、顧客保護等管理体制および各種リスク管理体制、内部管理体制等に関する適切性・有効性を検証・評価し、問題点の指摘、提言を行うとともに、フォローアップ監査の実施や改善状況について確認を行っております。監査結果は監査報告書等により頭取および取締役会等に報告されているほか、監査役と毎月1回内部監査に関する情報を交換し、相互連携を強化しています。

当行は監査役設置会社であり、監査役4名(うち社外監査役3名、2019年6月27日現在)で監査役会を構成しております。監査役は取締役の職務執行を監視するとともに業務監査を実施しております。また、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適切性をチェックしております。

監査部と監査役、監査部と会計監査人、監査部と会計監査人と監査役は、定期的に意見および情報の交換の場をもち、相互連携を図っています。また、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、会計監査人と定期的に会合をもち、意見および情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。

当行は会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約をしており、2019年度の当行監査業務を執行した公認会計士は耕田 一英氏、

石川琢也氏の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士11名、試験合格者等1名、その他8名となっております。内部監査部門、内部統制部門、監査役および会計監査人は、必要の都度、相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にし、監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 俊介	学者													
中山 恭子	公認会計士													
北川 洋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 俊介		・高橋俊介氏は、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすものではありません。なお、融資取引はありません。	高橋氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。
中山 恭子		・中山恭子氏は、一般預金者としての経常的な取引のほか、通常の融資取引がありますが、当行の預金および貸出金に占める取引の規模、性質、他の金融機関への代替性等からみて当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすものではありません。	中山氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。

北川 洋	<p>・北川洋氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。なお、融資取引はありません。</p> <p>・北川洋氏は、2016年6月まで当行と一般的な預金取引等がある沖縄セルラー電話株式会社の代表取締役社長を務めていましたが、直近事業年度における同社と当行との取引の双方の売上高または業務粗利益に占める割合はいずれも1%未満であること等から、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。</p> <p>・当行は沖縄セルラー電話株式会社へ社外役員を派遣していますが、北川洋氏は2016年6月に同社の役員を退任しており、同社の業務執行者ではありません。</p>	<p>北川氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものと認められることから、社外監査役に選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生じるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。</p>
------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。当行において独立性のある役員とは、会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の1.～7.のいずれにも該当しない者としております。

(独立役員の独立性判断基準の概要)

- 1.当行を主要な取引先(1)とする者またはその業務執行者
- 2.当行の主要な取引先(1)またはその業務執行者
- 3.当行から役員報酬以外に多額(2)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 4.当行の主要株主(3)またはその業務執行者
- 5.当行が寄付(4)を行っている先またはその業務執行者
- 6.最近(5)において上記1.から5.までのいずれかに該当していた者
- 7.次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要(6)でない者を除く)の近親者(7)
 - (1)上記1.から6.までに掲げる者
 - (2)当行の子会社の業務執行者
 - (3)当行の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役の独立性を判断する場合に限る。)
 - (4)最近(5)において前(2)、(3)または当行の業務執行者(社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者

(1)主要な取引先

当行を取引先とする者:当該取引先の直近事業年度売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上

当行の取引先:当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上

与信取引先:当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合

預金取引先:当該取引先の当行預金が当行の直近事業年度末の総資産の2%以上

(2)多額

コンサルタント等専門家の場合:当行から得る金銭等が過去3年平均で年間10百万円以上

コンサルティング会社等の場合:当該会社の直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上

(3)主要株主:議決権比率が5%を超える株主

(4)寄付:当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付

(5)最近:直近1年間

(6)重要な者:業務執行者については各会社の役員・部長クラスの者、監査法人・法律事務所等に所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所等に所属する弁護士

(7)近親者:配偶者または二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、固定給である「基本報酬」に加え短期業績に連動した「賞与」および株価や中長期的な業績に連動する「譲渡制限付株式報酬」の3種類により構成され、約4割程度が業績に連動する役員報酬の制度としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2018年度の取締役に対する報酬等の総額は156百万円、監査役に対する報酬等の総額は19百万円、社外役員に対する報酬等の総額は14百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役・経営陣幹部の報酬については、役位に応じた固定報酬および年度業績に応じた賞与ならびに株主重視の経営意識の向上を図る業績連動型株式報酬を適切な割合で設定し、中長期的な会社の業績や潜在的なリスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行う方針としております。

取締役、経営陣幹部の個々の報酬は、株主総会において決議された額の範囲内で(1)、コーポレートガバナンス委員会における審議により客観性と透明性を確保のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の個々の報酬は、株主総会において決議された額の範囲内で(2)、監査役会の協議により決定しております。

(1)株主総会において決議された取締役報酬の総額

固定報酬:年額168百万円以内

譲渡制限付株式報酬:年額80百万円以内

賞与:固定報酬の枠の範囲内において目標達成状況に応じ支給する

(2)株主総会において決議された監査役報酬の総額

固定報酬:年額36百万円以内

譲渡制限付株式報酬:支給しない

賞与:支給しない

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当行では、社外取締役・社外監査役の指示を受けて当行の情報を適確に提供できるよう行内との連絡・調整にあたる者として、社外取締役にについては総合企画部企画課長、社外監査役については監査役室長を選任しております。

取締役会の開催に際しては、社外取締役・社外監査役に対し、原則として開催日前日までに取締役会事務局が議案の事前説明を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

0名

その他の事項 **更新**

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)コーポレートガバナンスの概要

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、経営理念の実現に向けて株主をはじめお客様・従業員・地域社会等のステークホルダーに配慮しつつ透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを構築し、当行の持続的な成長と企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。

(2)企業統治の体制の概要

企業統治の体制

当行の重要な業務執行を決定し取締役の職務の執行を監督する機関として取締役会、取締役の職務の執行の監査等を行う機関として監査役会、当行のコーポレートガバナンスに関わる特に重要な事項を検討するにあたり独立役員の適切な関与・助言を得るため取締役会の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しています。

主な役会の体制概要

取締役会

取締役会は取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会には監査役4名(うち社外監査役3名)、執行役員3名をオブザーバーとして参加させ、取締役・監査役および執行役員間の十分な討議と意思疎通により、迅速な意思決定と相互牽制の機能強化を図っています。取締役会の権限は定款で定めており、業務執行の決定等やその他の法令および定款に定める事項を行うこととしています。

監査役会

監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されており、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか必要に応じ臨時開催しております。監査役会は、当行での業務経験豊富な常勤監査役1名、コンサルタントおよび大学教授としての専門的な知見がある社外役員1名、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識がある社外役員1名、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識がある社外監査役1名で構成され、オブザーバーとして社外取締役2名も参加し、取締役会から独立した立場で、内部監査部門や会計監査人と連携して取締役の職務執行を適切に監査する体制を構築しています。

コーポレートガバナンス委員会

経営陣幹部の解選任や経営陣幹部の報酬に関する事項等、当行のコーポレートガバナンスに関わる特に重要な事項を検討するにあたり、取締役の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しております。同委員会は独立役員 of 適切な関与・助言を得るため過半数を独立役員で構成しているほか、委員長は独立社外取締役の中から委員の互選により選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、企業統治にかかる機関設計として監査役会設置会社を採用し、監査役会は、社外監査役の強固な独立性と常勤の監査役が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ、内部監査部門や会計監査人と連携を図りつつ、取締役の職務執行に対する監査機能を実効性高く発揮してまいりました。

取締役会については、2013年6月に社外取締役を1名選任し、2015年6月にはさらに社外取締役を1名追加するなど、経営に対する監督機能を強化してまいりました。

2015年11月には、独立役員が過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等、当行のコーポレートガバナンスに関する特に重要な事項を検討するに当たって、独立役員 of 適切な関与・助言を得る態勢といたしました。

このように、当行では、監査役 of 機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能を強化することで、実効性のあるコーポレートガバナンスが確保されるものと判断し、現状の体制を採用しております。

今後につきましては、2015年11月に策定した「琉球銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、さらに実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築し、経営理念の実現を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第99期定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第99期定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第99期定時株主総会から、招集通知(要約)を英文で提供しております。
その他	第97期定時株主総会から、スライドとナレーションを使った映像による事業報告を行っており、株主にとってより分かりやすい説明を行う工夫をしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算の短信開示後に県内8ヵ所においてスライドや資料を使って当行の経営内容を説明する「経営説明会」を開催しております。2019年度は約1,600名の株主および取引先にご参加いただきました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算の短信開示後に証券会社等を対象に「経営説明会」を東京と沖縄で開催し、2019年度は合計約100名にご参加いただきました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、年2回(本決算、第2四半期の決算短信開示後)の頻度でIR資料を掲載しております。 また、東京証券取引所の適時開示情報などもホームページ上に迅速に掲載して開示情報の充実に努めております。 ホームページアドレス (http://www.ryugin.co.jp/corporate/zaimu_ir/irpr.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部に3名(兼務)配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、琉球銀行コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、ステークホルダーとの協働に関する考え方として「当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、職員、お客様、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土を醸成しつつ、適切な協働に努める」旨定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会への貢献を目的に、行員の寄付と銀行からの拠出を原資に福祉団体、環境保全団体などへ助成する「りゅうぎんユイマール助成会」を平成5年6月より運営しており、平成18年3月には助成額が1億円を超えました。その他の地域福祉に対する支援活動としては、「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」(公益信託)を事務局として運営しており、積極的に地域に対する貢献活動に取り組んでおります。また、環境保護に関連する金融商品の販売や環境保護活動をしている団体への助成についても積極的に実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行は、コンプライアンス基本方針に掲げる6つの方針の一つに「社会とのコミュニケーション」を掲げ、「当行は経営等の情報を積極的かつ公正に開示し、社会からの理解と信用を得るとともに、お客様のご意見を広く集め社会とのコミュニケーションを図る。また、社会貢献活動にも積極的に取り組む」旨定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月に制定、平成19年5月、平成20年4月、平成25年12月、平成27年4月に改定した当行の「内部統制システムの構築に関する基本方針」は下記のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令および定款に従い職務を執行し、当行全体の法令遵守態勢が適切なものになるよう努め、取締役会は、各取締役の執行状況を相互に監督する。

取締役会は、法令、定款およびその他行内規程の遵守を徹底するために、コンプライアンスの基本方針、組織体制、権限等を「コンプライアンス・マニュアル」および関連規程で定める。さらに、コンプライアンス上の事件、事故の未然防止あるいは拡大防止を目的に、コンプライアンス報告ルールおよび内部通報制度を定めるとともに、内部監査部門を設置し、内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。あわせて、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

取締役会は、毎年、コンプライアンス・プログラムを制定し、使用人(当行の従業員、派遣契約に基づき当行に派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき当行内に常駐する労働者、当行が雇用するパート、アルバイトをいう。以下同じ)に対する適切な研修、教育を実施し、その定着状況を取締役会で確認する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報(以下、職務執行情報)は、文書または電子媒体に保存し、関連規程に従い適切に保存、管理する。職務執行情報は、取締役、監査役会等の求めに応じ、随時、提供できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は経営の健全性および適切性の確保、安定した経営基盤の確立を目的に、「リスク管理基本方針」、「リスク管理統括規程」および関連方針や関連規程等を制定し、各リスクの管理部署、管理方法を定め、リスクを適切に管理するとともに、リスク管理体制の整備、強化に努める。各リスクの所管部署は、担当の取締役が管掌する。また、各リスクの所管部署は、定期的にリスクの管理状況を取締役会、常務会、各種委員会等に報告する。

不測の災害や事故等については、緊急措置ならびに行動基準を規定する「危機管理計画」を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開に備える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の委任を受けた重要事項の決議、重要事項の審議、頭取諮問機関として常務会を設置するほか、必要に応じ取締役会、常務会、取締役に対する意見具申のために、「会議体規程」および関連規程で定める各種委員会等を設置する。

取締役会の効率的な職務執行を確保する観点から、取締役会、常務会、その他各職位の職務権限、事務分掌を「職務権限規程」、「組織規程」および関連規程で定めるとともに、必要に応じ職務執行の権限委譲を活用する。

5. 当行ならびに子会社から成るグループ各社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、グループ各社の業務の適正性を確保するとともに、経営の効率化ならびに適切なリスク管理を実現するために、管理体制、権限、当行への調整・報告事項等を「りゅうぎんグループ統括要綱」で定める。

内部監査部門は、グループ各社のリスク管理状況を監査し、損失発生危険および不適正な業務等を把握した場合は、取締役会等へ報告する。グループ各社は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、使用人に対して適切な研修、教育を実施し、コンプライアンスの浸透、定着を図る。

6. 監査役職務遂行を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するために、監査役職務遂行を補助する体制の確保に努める。監査役が職務遂行を補助する使用人を求めたときは、監査役職務遂行を補助する使用人を配置する。

7. 監査役職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助する使用人の任命・解雇・人事異動は、取締役からの独立性を考慮し、事前に監査役会の同意を得る。

監査役職務を補助する使用人は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役から独立し、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。監査役職務を補助する使用人の人事的な評価については、監査役の意見を尊重する。

8. 当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、当行グループ各社に著しい損害をおよぼす事実を発見した場合、当行グループ取締役および使用人の法令もしくは定款に違反する行為または恐れがある場合は、当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役会が定める事項を監査役へ報告する。

なお、当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が、内部通報制度等を活用して監査役へ報告した場合においても、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、監査役が監査業務の執行に必要と判断した事項および当行グループ各社の業務および財産の状況の調査に必要と判断した事項を監査役に報告する。

9. 監査役職務執行にかかる費用の処理

監査役が当行に対して、その職務の執行にかかる費用の前払いまたは償還を請求した場合は速やかに処理するものとする。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議して定め、頭取および内部監査部門等は、監査役会との情報交換会を定期的に開催し、監査が実効的に実施される監査体制を構築する。

監査役は、常務会、融資委員会、ALM委員会等の主要な会議、各種委員会等にオブザーバーとして出席し、取締役の意思決定および業務の執行を確認することができるものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

取締役会は、金融機関として公共の信頼維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対し、組織的に毅然とした態度で関係を遮断する。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署および情報収集、管理、報告方法等を定め、行内研修等により周知をはかるとともに、警察や警察関係機関および弁護士等外部の専門機関と連携することで、情報収集や事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・「内部統制システムの構築に関する基本方針」の中で以下のように定めています。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況】

取締役会は、金融機関として公共の信頼維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対し、組織的に毅然とした態度で関係を遮断する。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署および情報収集、管理、報告方法等を定め、行内研修等により周知をはかるとともに、警察や警察関係機関および弁護士等外部の専門機関と連携することで、情報収集や事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

・「反社会的勢力に対する基本方針」にて以下のように定めています。

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対する基本方針を以下のように定め、従業員一同これを遵守することにより、業務の適切性と健全性の確保に努めます。

1. 当行は、反社会的勢力には組織として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全確保に努めます。
2. 当行は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察や、警察関係機関および弁護士等外部の専門機関との連携関係を構築することに努めます。
3. 当行は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。
4. 当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては一切応じず、民事および刑事の両面から法的対応を行います。
5. 当行は、反社会的勢力に対して裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以上

